

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 10 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	木質バイオマス施設等緊急整備事業(木質バイオマス関連施設整備事業)	事業番号	C-9-1
交付団体	南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)		
総交付対象事業費	126,000(千円)	全体事業費	126,000(千円)		
事業概要					
<p>< 事業概要 ></p> <p>新エネルギー活用市民交流センター創設する。(木質バイオマス関連施設の整備)</p> <ul style="list-style-type: none">・木質バイオマスボイラー 1基(定格出力180kW)・公の施設である市民交流センターを木造で建築することにより、国産材の利用促進を図る。・木質バイオマスボイラーを設備し、木材の利活用を推進し環境負荷低減のモデル事業とする。・市民交流センターを復興住宅入居者や近隣住民のコミュニティ拠点施設として活用する。・市民交流センターに木質バイオマスボイラーによる自家発電設備を備えることにより、地域防の拠点施設として活用する。 <p>< 事業間流用による経費の変更 > (平成 25 年 10 月 4 日)</p> <p>設計内容の再精査を実施したところ、事業費が 9,930 千円(国費: 5,871 千円)減額となったため、減額のうち、C-9-2木質バイオマス施設等緊急整備事業(木造公共建築物整備事業)へ 7,306 千円(国費: 5,479 千円)を流用する。これにより、交付対象事業費は 126,000 千円(国費: 74,500 千円)から 118,694 千円(国費: 69,021 千円)に減額となる。</p> <p>< 南相馬市復興計画 32・45 頁 ></p> <p>帰還後のコミュニティの再生(集会所整備、地域活動の支援)</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の活動拠点となる集会所施設整備やまちづくり委員会の運営を支援し、市民自らが積極的かつ主体的に復興に取り組み、地域課題を解決できるまちづくりを推進します。 <p>再生可能エネルギーの各家庭、企業への普及</p> <ul style="list-style-type: none">・全市のエネルギーを再生可能エネルギーで賄う“自家発電のまち”を目指し、各家庭や企業が積極的に設備を導入するよう支援制度や意識啓発に取り組みます。 <p>当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p>< 平成 23 年度事業 > 地域住民に対する事業説明</p> <p>< 平成 24 年度事業 > 実施設計委託、建設工事委託(平成 25 年度中に竣工予定)</p> <p>< 平成 25 年度事業 > 運営体制、関係法規の整備</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>大震災の津波と地震により、市内で 1635 帯が全壊等の建物被害を受けた。また、沿岸部においては、地域コミュニティ施設等も被害を受けた。住宅再建支援にあたっては住宅整備に併せ地域コミュニティの拠点整備を進める必要がある。このため、災害公営住宅建設に併せ、災害瓦礫の木質破砕材を燃料として利用し、冷暖房・発電施設の設備行い、省エネを図る市民交流センターを創設する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成25年10月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	木質バイオマス施設等緊急整備事業(木造公共建築物整備事業)	事業番号	C-9-2
交付団体	南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)		
総交付対象事業費	42,000(千円)	全体事業費	42,000(千円)		
事業概要					
<p><事業概要></p> <p>新エネルギー活用市民交流センター創設する。(木造公共建築物の整備)</p> <ul style="list-style-type: none">・木造集会施設 1棟・公の施設である市民交流センターを木造で建築することにより、国産材の利用促進を図る。・木質バイオマスボイラーを設備し、木材の利活用を推進し環境負荷低減のモデル事業とする。・市民交流センターを復興住宅入居者や近隣住民のコミュニティ拠点施設として活用する。・市民交流センターに木質バイオマスボイラーによる自家発電設備を備えることにより、地域防の拠点施設として活用する。 <p><変更内容></p> <p>木造集会施設の施設設計の見直しにより施設面積が変更となった。</p> <p>変更前 308.5㎡ 変更後 235.63㎡</p> <p><事業間流用による経費の変更>(平成25年10月4日)</p> <p>当初事業費において、設計委託費等が未積算であったことから、その分を加算するとともに、今般の被災地における労務単価や資材費の高騰により、事業費が増額となったため、C-9-1木質バイオマス施設等緊急整備事業(木質バイオマス関連施設整備事業)より7,306千円(国費:5,479千円)を流用する。これにより、交付対象事業費は42,000千円(国費:31,500千円)から49,306千円(国費:36,979千円)に増額となる。</p> <p><南相馬市復興計画 32・45頁></p> <p>帰還後のコミュニティの再生(集会所整備、地域活動の支援)</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の活動拠点となる集会所施設整備やまちづくり委員会の運営を支援し、市民自らが積極的かつ主体的に復興に取り組み、地域課題を解決できるまちづくりを推進します。 <p>再生可能エネルギーの各家庭、企業への普及</p> <ul style="list-style-type: none">・全市のエネルギーを再生可能エネルギーで賄う“自家発電のまち”を目指し、各家庭や企業が積極的に設備を導入するよう支援制度や意識啓発に取り組みます。 <p>当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p><平成23年度事業> 地域住民に対する事業説明</p> <p><平成24年度事業> 実施設計委託、建設工事委託(平成25年度中に竣工予定)</p> <p><平成25年度事業> 運営体制、関係法規の整備</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>大震災の津波と地震により、市内で1635帯が全壊等の建物被害を受けた。また、沿岸部においては、地域コミュニティ施設等も被害を受けた。住宅再建支援にあたっては住宅整備に併せ地域コミュニティの拠点整備を進める必要がある。このため、災害公営住宅建設に併せ、災害瓦礫の木質破砕材を燃料として利用し、冷暖房・発電施設の設備行い、省エネを図る市民交流センターを創設する。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 10 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	32	事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業 (がけ地近接等危険住宅移転事業)	事業番号	D-13-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費	1,434,806(千円)		全体事業費	1,760,000(千円)	
事業概要					
住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業) 〔目的〕 がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域(災害危険区域等)において危険住宅の移転を行う者に対して助成を行う 〔内容〕 対象要件: 建築基準法第 39 条第 1 項の規定に基づき指定した災害危険区域 // 第 40 条の規定に基づき建築を制限した区域 土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の規定に基づき福島県知事が指定した土砂災害特別警戒区域 補助内容: 除却等費: 危険住宅の除却等に要する費用(限度額: 780 千円/戸) 建物助成費: 危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用 (限度額: 建物 4,440 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 580 千円の計 7,080 千円/戸) 〔対象戸数〕 H25.8 月現在、H26 末まで 292 件、H27 は最終年度であることから 50 件と想定 波被害を受けた土砂災害特別警戒区域内にある住戸 10 342 + 10 = 352 戸 〔事業費の算出〕 352 戸 × 5,000 千円(平均申請額) = 1,760,000 千円 平成 25 年 8 月末現在、別紙積算資料により H26 分として 554,806 千円を要望する 当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 交付対象 40 件(配分済) <平成 26 年度> 交付対象 130 件(想定) <平成 25 年度> 交付対象 122 件(配布見込み)					
東日本大震災の被害との関係					
津波被害により甚大な被害を受けた地域について「災害危険区域」を設定し、その区域からの移転として防災集団移転事業があるが、当制度の利用により個人移転をする方への助成が可能となる。					
関連する災害復旧事業の概要					
効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 10 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	33	事業名	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業 (南相馬市浄化槽設置整備復興事業)	事業番号	E-1-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費	256,680(千円)		全体事業費	256,680(千円)	
事業概要					
<p>移転等による住宅等再建支援 津波被害を受け災害危険区域・移転促進区域外に移転する者に対し、住宅等の再建を支援するため、浄化槽の設置費用の一部を補助する。 また、災害危険区域・移転促進区域外において、地震・津波被害(半壊以上)を受け、住宅等を現地再建する者又は移転する者に対しても同じく浄化槽の設置費用の一部を補助する。 加えて、住宅等の被害は少ないが、浄化槽・便槽が被災(浮上・沈下・槽の破裂に伴う漏水)した為、新しい浄化槽に入替えをする者に対しても設置費用の一部を補助する。 集団移転：180件、 個別移転：124件、 地震・津波被害による住宅等再建：154件 被災した浄化槽・便槽の入替：158件</p> <p>旧下水道地域浄化槽整備 津波被害により下水道施設が損壊し、下水道を復旧しない地域でかつ災害危険区域・移転促進区域外において下水道から浄化槽に転換する者に対し、浄化槽の設置費用の一部を補助する。 浄化槽への転換：4件</p> <p><南相馬市復興計画 27項、31項> インフラの復旧・応急処置 上下水道施設の早期復旧 住宅再建の支援 当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p><平成25年度> (交付既決定) 228件補助 事業費94,392千円 平成24年度に基金に受入済み。 (想定) 120件補助 事業費49,478千円</p> <p><平成26年度> (現年) 63件補助 事業費26,082千円 (繰越分) 182件補助 事業費75,588千円 平成24年度(確定)、25年度(想定)分 (加算後) 245件補助 事業費101,670千円</p>					
東日本大震災の被害との関係					
津波及び地震被害を受けた者の住宅再建支援として補助が必要である。また、損壊した下水道に替わり汚水を処理する浄化槽整備のため補助が必要である。					
関連する災害復旧事業の概要					
防災集団移転促進事業					
効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成25年10月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	36	事業名	出土遺物整理収蔵施設整備事業	事業番号	A-4-3-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市	
総交付対象事業費	141,403(千円)		全体事業費	141,403(千円)	
事業概要					
埋蔵文化財発掘調査で出土する遺物等を整理・収蔵する施設を整備する。					
施設の規模・内容					
整理作業棟 300m ²					
収蔵棟 600m ² 棚を設置し、効果的な収蔵を行う。					
現状の計算で、一般的なコンテナ(遺物収納箱) 1,800箱が収蔵可能					
遺物出土量の想定 合計1,428箱と想定					
事業内容					
民間所有施設の取得					
土地 1,292.2m ² 、建物 596.52m ²					
隣接民有地の取得					
土地 1,152.0m ² 、					
収蔵棟の新設 300m ²					
事業費の増額					
現交付事業額 101,492千円					
不動産鑑定後必要額 141,403千円(39,911千円の増)					
増額の項目・理由					
用地購入費・・・不動産鑑定に基づく増額					
39,668千円 59,009千円(19,341千円の増)					
既存施設購入費・・・不動産鑑定に基づく増額					
20,000千円 33,500千円(13,500千円の増)					
新設収蔵棟建設工事費・・・資材等建設コストの増額					
35,000千円 42,700千円(7,700千円の増)					
<南相馬市復興計画 31頁>					
住宅再建の支援					
・震災により被災した市民については、災害救助法による住宅修理のための補助や集団移転事業により住宅再建の支援を行います。					
<南相馬市復興計画 37頁>					
災害に強い都市基盤の整備(集団移転、防潮堤・防災林の整備、道路・河川堤防のかさ上げ等)					
・海岸部全延長の防潮堤の整備、河川堤防のかさ上げ、防災林の整備及び道路のかさ上げ等を行うとともに、防災集団移転促進事業による災害危険区域外への移転を促進するなど、災害に強い都市基盤の整備を図ります。					
当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
平成25年度 用地・建物取得、平成26年度 収蔵棟の建築					

東日本大震災の被害との関係

埋蔵文化財発掘調査により出土する遺物を整理する施設として、南相馬市は、生涯学習施設である南相馬市文化センターの一部を利用して行っていた。東日本大震災の地震により、同センターが損壊し、取り壊しをすることになり、発掘調査で出土する遺物を整理・収蔵する代替施設を別途整備する必要がある。

今後、高台移転等に伴う多くの発掘調査や、個人住宅等に伴う発掘調査などによって、大量に出土することが確実な遺物を整理、収蔵する施設を整備することは、南相馬市の復興事業を促進する上で必要不可欠な要件であることから、新たに埋蔵文化財の収蔵庫を確保するものである。

関連する災害復旧事業の概要

平成24年度以降

防災集団移転促進事業 調査箇所 33箇所

小高区 諏訪原遺跡、大井地区、大井花輪遺跡、清信遺跡、岡田地区、角部内南台遺跡、蛸沢地区、浦尻地区

鹿島区 大森遺跡、北海老地区、南屋形地区、北右田地区、鹿島広町地区、寺内地区、上寺内地区1、上寺内地区2、上寺内地区3、大内館跡

原町区 金沢地区1、金沢地区2、小川町地区、浦頭遺跡、原田遺跡、原山遺跡、萱浜地区、雫地区、小浜地区、下江井地区、小沢地区、上高平地区、北原地区、本陣前地区、上高平2地区

災害公営住宅整備事業 調査箇所 6箇所

小高区 万ヶ迫地区、東町二丁目地区

鹿島区 西川原地区、西町一丁目地区

原町区 大町二丁目地区、大町三丁目地区

平成25年度以降

民間事業

罹災者移転 調査箇所 試掘調査 40箇所、本調査 8箇所

原町東地区復興工業団地関連遺跡

赤沼遺跡、原山遺跡

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	A-4-3
事業名	埋蔵文化財発掘調査事業
交付団体	市

基幹事業との関連性

埋蔵文化財発掘調査は、現地調査後に、出土した遺物を整理し、発掘調査報告書を刊行し完了となる。

南相馬市においては、出土遺物を整理するための施設が、地震被害により取り壊しのため、確保ができない。

したがって、大量に出土することが確実な遺物を整理し、収蔵する施設を整備しなければ、南相馬市における復興事業に係る埋蔵文化財発掘調査の促進に大きな支障をきたすこととなる。

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 2 5 年 1 0 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	57	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(集落排水整備)	事業番号	C-1-10
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	233,000 (千円)		全体事業費	233,000 (千円)	
事業概要					
<p>沿岸地区で自宅が津波により被災を受けた市民のうち鹿島区西部地区に新築移転する世帯が増え、また同地区には防災集団移転事業並びに災害公営住宅整備事業が予定されており、さらには、原発事故に伴い旧警戒区域に指定された世帯からの移転もあり、今後ますます当該地区の人口増が見込まれるため、当該農業集落排水処理施設の能力拡充を実施する。</p> <p>既設処理能力 2,840 人 ⇨ 変更後処理能力 3,520 人 (増設処理能力 680 人) 設計委託料 22,000 千円 施設能力拡張工事 211,000 千円</p> <p>< 南相馬市復興計画 37 頁 > 主要施策 4 防災まちづくり 基本施策 4 - 1 災害に強いまちの創造 《目標》 甚大な災害をもたらした今回の災害を教訓として、ハード・ソフト両面にわたる災害対策の充実を図り、安全・安心のまちをつくります。</p> <p>当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p>< 平成 2 5 年度 > 基本設計 < 平成 2 6 年度 > 概略設計、詳細設計 < 平成 2 7 年度 > 実施設計、工事着工</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>海岸に面した東部地区は、東日本大震災により甚大な被害を受けており、防災集団移転等により沿岸から離れた高台への移転が計画されているため、当該地区の生活排水環境の整備を推進する必要がある。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>当該地区は、防災集団移転促進事業、災害公営住宅事業による移転予定地であり、農山漁村地域復興基盤総合整備事業との調整を行っている。</p>					
効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成25年10月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	58	事業名	復興基盤総合整備地形図作成事業	事業番号	C-1-1-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費	2,468(千円)		全体事業費	2,468(千円)	
事業概要					
<p>津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指すため、農山漁村地域復興基盤総合整備事業計画を進めていたが、原形復旧を目論んでいた被災地の一部で水利・就農等を再考した結果、ほ場整備に編入する意向になった。</p> <p>このことから、追加地区の事業検討資料として不足している地形図作成業務を行う。</p> <p>H25 委託料 2,468 千円</p> <p>【南相馬市復興計画 33頁】 主要施策3 経済復興 基本施策3-1 産業の再生 《目標》 被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。</p> <p>当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<平成25年度> 業務委託 復興基盤整備の検討資料となる地形図作成業務					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により発生した津波により、南相馬市の沿岸部の約2,300haが浸水し、甚大な被害が発生した。被害は、農地はもとより、道水路及び農林水産施設、住宅地などの広範囲に及んでいる。</p> <p>地震による地盤沈下(30~40cm程度)により海水面との高低差が少なくなり、海岸沿線部及び各河川沿線部の農地については、排水機能が著しく低下しており、かつ海水の湛水状態が続いたことから塩害も著しく、また表土流出による地力低下もあり、営農再開が困難となっている。しかし、このような営農再開が困難な地域の農業者であっても営農継続を望む声がある。</p> <p>一方で、津波により家屋の他農業機械や設備が流されるなどの被害を受けたものの、この機会に農地集積を進め、地域の農業を復興するとの意欲を持った農家もいる。</p> <p>このため、大区画ほ場整備の実施により、意欲ある担い手に農地を集積し、収益性の高い農業を展開することにより、地域農業の復興を図るものである。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
農地・農業用施設・関連施設について、災害査定実施済み。					
効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号	C-1-1				
事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画)				
交付団体	福島県				
基幹事業との関連性					
基幹事業地拡大のための基礎資料として平面図が必要となる					

